

4. 所得から差し引かれる金額

※番号は、申告書の「所得から差し引かれる金額」の内訳番号と一致します。

⑮生命保険料控除

支払った保険料の区分	支払ったそれぞれの保険料の金額	生命保険料控除額
新契約 ※平成24年1月1日からの契約	12,000円以下	支払った保険料の金額
	12,001円から32,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額)×1/2-6,000円
	32,001円から56,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+14,000円
	56,001円以上	一律に28,000円
旧契約 ※平成23年12月31日までの契約	15,000円以下	支払った保険料の金額
	15,001円から40,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+7,500円
	40,001円から70,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+17,500円
	70,001円以上	一律に35,000円

一般生命保険料について上の算式により求めた額(注)+個人年金保険料について上の算式より求めた額(注)+介護医療保険料について求めた額 ※最高限度額70,000円

(注)一般生命保険料又は個人年金保険料について、新規契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額となります。 ※限度額28,000円

⑯地震保険料

保険料の区分	支払った保険料の額	地震保険料控除額
①地震保険契約に係るもの	50,000円まで	(支払った保険料の金額)×1/2
	50,001円以上	一律に25,000円
②長期損害保険契約に係るもの	5,000円以下	支払った保険料の金額
	5,001円から15,000円まで	(支払った保険料の金額)×1/2-2,500円
	15,001円以上	一律に10,000円
③両方ある場合	地震保険料①+長期損害保険料② ※最高限度額25,000円	

※長期損害保険料については、平成18年末日までに締結したものに限り、控除の対象となります。

☆所得控除額一覧表

⑰寡婦控除	260,000円	
⑱ひとり親控除	300,000円	
⑲勤労学生控除	260,000円	
⑳障害者控除(注)2	特別障害者	300,000円
	その他の障害者	260,000円
	同居の特別障害者	530,000円
㉑扶養控除(注)1	満70歳以上の人	同居の直系尊属 450,000円 その他の人 380,000円
	満23歳～69歳の人	330,000円
	満19歳～22歳の人	450,000円
	満16歳～18歳の人	330,000円

㉒配偶者控除

所得割の納税義務者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者(満70歳以上の人)
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円

※所得割の納税義務者で合計所得金額1,000万円超の場合は適用なし。

(注)1 満70歳以上(昭和30年1月1日以前に生まれた人)
満23歳～69歳(昭和30年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた人)
満19歳～22歳(平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた人)
満16歳～18歳(平成18年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた人)
※16歳未満(平成21年1月2日以後に生まれた人)の扶養親族は扶養控除の対象にはなりません。

(注)2 障害者控除は、16歳未満の扶養親族の場合であっても適用を受けることができます。

㉓配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	控除額		
	所得割の納税義務者の合計所得金額900万円以下	所得割の納税義務者の合計所得金額900万円超950万円以下	所得割の納税義務者の合計所得金額950万円超1,000万円以下
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

※所得割の納税義務者で合計所得金額1,000万円超の場合は現行制度と同様、適用なし。

㉔基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

㉕雑損控除

令和6年中 保険金等で補てんされる額 - 所得金額の合計額×10% = 控除額

㉖医療費控除

A) 医療費
令和6年中に 支払った医療費の額 - 保険等で補てんされる額 - 10万円か、所得金額の合計額の5%とのいずれか少ない金額 (最高200万円)

B) スイッチOTC薬購入費(セルフメディケーション)
令和6年中に支払った スイッチOTC薬購入費 - 保険等で補てんされる額 - 1万2千円 = 控除額 (最高8万8千円)

○寄附をした方(申告書裏面「15.寄附金に関する事項」の書き方)

15. 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円	①	※下記「控除対象寄附金」に対応する番号欄に寄附した額を記入してください。
住所地の共同募金会、日本赤十字社、愛知県支部、市区町村分(特例控除対象以外)			
条例指定分	都道府県	③	
	市区町村		

☆控除対象寄附金

①都道府県・市区町村に寄附したもののうち特例控除の対象となるもの、また、東日本大震災の災害義援金として日本赤十字社、中央共同募金会等に寄附したもの。

②都道府県・市区町村に寄附したもののうち特例控除の対象とならないもの、愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部に寄附したもの。(東日本大震災の寄附でないもの)

③飛鳥村の条例で指定した社会福祉法人、認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)、学校法人等に寄附したもの。(注)1

④飛鳥村の条例で指定した特定非営利活動法人(NPO法人)で、認定NPO法人以外のNPO法人に寄附したもの。(注)2

(注)1 ③の条例指定の法人等に寄附した場合は寄附金額を「都道府県」欄、「市区町村」欄両方へ記載してください。

(注)2 ④の認定NPO法人以外のNPO法人へ寄附した場合は、記入せず、総務部税務課までご連絡ください。
※申告の際は寄附団体からの受領書等の添付が必要です。

16. 所得金額調整控除

給与の年収が850万円を超える居住者で、次のいずれかに該当する場合には、該当する特別障害者等を「16.所得金額調整控除に関する事項」に記入します。

- ①本人が特別障害者である
- ②23歳未満の扶養親族がいる
- ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる

問合せ先・村民税・県民税申告書提出先
〒490-1436 海部郡飛鳥村竹之郷三丁目1番地
飛鳥村役場 総務部 税務課
TEL 0567-97-3463 (直通)

令和7年度村民税・県民税申告の手引き

飛鳥村

この申告書はあなたの村民税・県民税額を正しく算出する基礎となるものです。また、この申告は所得証明書・課税(非課税)証明書の発行にあたっての資料となりますので、必ず期限までに提出してください。

○申告をしていただく方

令和7年1月1日現在飛鳥村に居住している方で、次に該当する方です。

- 1 営業、農業による所得や、不動産、利子、配当、譲渡、退職(源泉徴収分を除く)、山林などの所得があった方
- 2 給与所得者で、次に該当する方
 - (1) 勤務先から「給与支払報告書」が村へ提出されていない方
 - (2) 給与所得以外にも所得があった方(給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方は所得税の確定申告をする必要はありませんが、村民税・県民税は申告する必要があります。)
- 3 公的年金所得者で、年間の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下である方
- 4 源泉徴収票に記載された各種控除と異なる控除(医療費控除等)を受けようとする方

※特定上場株式等の配当所得等については、所得税で選択した課税方式(①総合課税②申告不要③申告分離課税)と同一の課税方式が住民税でも適用されますので、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することはできません。

※令和6年中に所得がなかった方でも、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険にご加入の方、保育所(園)や福祉医療をご利用の方は、減額の算定等に必要ですので申告をお願いします。

※次の方は申告の必要がありません。

- ①税務署に令和6年分の確定申告書を提出する(した)方
- ②前年中給与以外の所得がなく、勤務先から飛鳥村役場に給与支払報告書が提出された方(提出されているかどうか不明の方は勤務先の給与担当者に確認してください。)

○所得税の確定申告の手続きが必要な方

所得税を源泉徴収されている方(例:給与所得者、年金所得者等)で所得税額に変更がある場合(例:医療費控除の申告、給与所得以外(公的年金所得の方は公的年金所得以外)に20万円超の所得を有する等)は確定申告による手続きとなります。

また、自営業の方でも所得税額の発生等がある場合は確定申告をしていただくこととなりますのでご注意ください。

○申告の時に持参していただくもの

- 1 村民税・県民税申告書
- 2 マイナンバーのわかるもの、身分証(運転免許証等)
- 3 給与所得者、年金所得者は源泉徴収票
- 4 営業・農業・不動産所得のある方は、収支内訳書
- 5 各種領収書または証明書等
生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方は前年中の控除証明書、医療費控除を受ける方は医療費の明細書等、社会保険料控除を受ける方は国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料等の控除証明書(詳細は裏面を参照ください。)

○申告書の提出期限

令和7年3月14日(金)

○年税額

個人の村民税・県民税は、均等割と所得割との合計額です。

【均等割】

均等割は、地域社会の費用の一部を、広く均等に市民に負担を求める趣旨で設けられており、一定の税額となります。

●均等割の税率

県民税年額 1,500円
(あいち森と緑づくり税500円を含む)
村民税年額 3,000円

【所得割】

所得割の税額は、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得金額をもとに、次のような順序で計算します。

①所得金額の計算

収入金額 - 必要経費 = 所得金額

②課税所得金額の計算

所得金額 - 所得控除額 = 課税所得金額

③税額の計算

課税所得金額 × 税率 - 税額控除額等 = 税額
(課税所得金額は1,000円未満の端数は切捨て)

所得割の税率	村民税 6%	県民税 4%
--------	--------	--------

●個人の村民税・県民税とあわせて森林環境税(国税)1,000円が課税されます。

※申告書の書き方は裏面です。

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料 国民健康保険税、国民年金の掛金、後期高齢者医療保険料などの社会保険料であなたが支払った金額が控除できます。給与・年金から差し引かれた金額も含まれます。
※証明書が必要です。

⑮生命保険料 保険金等の受取人を自己又は配偶者、その他親族とする生命保険契約等の保険料や掛金を支払った場合又は一定の介護医療保険料を支払った場合及び一定要件を満たす個人年金保険契約等の保険料や掛金を支払った場合には、一定金額が、生命保険料控除として所得金額から控除されます。
※原則、証明書が必要になります。

⑯地震保険料 居住者等（生計を一にする配偶者やその他の親族を含む）の所有する居住用家屋・生活用動産（例：住宅、マンション、家財など）を対象とした損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金（地震保険料）や平成18年末日までに締結した長期損害保険料を支払った場合、一定金額が地震保険料として所得金額から控除されます。
※証明書が必要です。

⑰寡婦 子以外の扶養親族があり、夫と死別・離婚してから婚姻していない方又は夫の生死が不明な方で、合計所得金額が500万円以下の方。ただし、夫と死別して婚姻していない方や夫が生死不明な方で合計所得金額が500万円以下の方は扶養親族がなくても寡婦控除の対象となります。

⑱ひとり親 扶養親族である子を有し、単身者（婚姻歴や性別を問わない）で、合計所得金額が500万円以下の方
※あなたが該当する欄にレ点を記入してください。

⑲勤労学生 あなたが勤労学生で合計所得が75万円以下の場合です。ただし自己の勤労によらない所得が10万円をこえる場合は除かれます。
※証明書が必要です。

⑳障害者 あなたやあなたの控除対象配偶者及び扶養親族で心身に障がいのある方。
※障害者手帳等の提示が必要です。

㉑配偶者 あなたやあなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、あなたと生計を一にする配偶者（内縁は含みません）で、令和6年の合計所得金額が48万円以下である方
・マイナンバーを記入してください。

㉒配偶者特別 あなたやあなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、あなたの配偶者で令和6年中の合計所得が48万円超から133万円以下である方
・マイナンバーを記入してください。

㉓扶養控除 あなたと生計を一にする満16歳以上の扶養親族（年の途中で死亡した場合も含まれます。）で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下である方
・マイナンバーを記入してください。
・同居の欄に該当があればレ点を記入してください。
・別居の場合は申告書裏面「12. 別居の扶養親族等に関する事項」の欄へも記入してください。

16歳未満の扶養親族（控除対象外） あなたと生計を一にする16歳未満の扶養親族（年の途中で死亡、及び出生した場合も含まれます。）で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下である方
・マイナンバーを記入してください。
・控除対象となりませんが、村民税・県民税の非課税限度額の算定等に使用しますので記入してください。
・同居の欄に該当があればレ点を記入してください。
・別居の場合は申告書裏面「12. 別居の扶養親族等に関する事項」の欄へも記入してください。

㉔雑損 資産について災害、盗難、横領等による損失が生じた場合に、受けることができる控除です。
※証明書が必要です。

㉕医療費 以下A・Bの内、どちらか一方のみ適用を受けることができます。適用を受けるには、それぞれの必要事項を記入した明細書が必要です。領収書は自宅で5年間保管が必要です。

A) 医療費 あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族の医療費を一定額以上支払った場合に受けられる控除です。明細書の記入は「人・病院・薬局」ごとに集計してください。

B) スイッチOTC薬購入費（セルフメディケーション） あなたが①特定健康診査（いわゆるメタボ検診）②予防接種（特定のもの）③定期健康診断（事業主健診）④健康診査（いわゆる人間ドック等で医療保険者が行うもの）⑤がん検診のいずれかを受けている場合で、スイッチOTC薬を1万2千円以上購入した場合に受けられる控除です。明細書は薬局ごとに購入薬名をすべて記入し、支払い金額を集計して、上記①～⑤のいずれかを受けた証明として領収書又は結果表を添付してください。

※控除額については裏面を参照してください。

○申告書の書き方

必ず氏名・マイナンバー・電話番号を記入してください。

令和7年度分 村民税 申告書

飛島村長殿 現住所 海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地

1月1日現在の住所 海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地

氏名 飛島 太郎

出生年月日 年 月 日 フリガナ トビシマ タロウ

生年月日 平成 46・6・1

世帯主の氏名 飛島 太郎

続柄 本人

整理番号 小売業

業種又は職業

電話番号 97-3463

個人番号 1|2|3|4|5|6|7|8|9|0|2|1

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	国民健康保険税	210,000
	国民年金	145,800
合計		355,800
新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
介護医療保険料の計		
地震保険料の計	山長期損害保険料の計	20,000
⑬社会保険料控除	⑭国民健康保険税	210,000
⑮生命保険料控除	⑯地震保険料	20,000
⑰寡婦控除	⑱ひとり親控除	
⑲勤労学生控除	⑳障害者控除	
㉑配偶者控除	㉒配偶者特別控除	
㉓扶養控除	16歳未満の扶養親族	
㉔雑損控除	医療費控除	153,060
合計		900,000

1 収入金額等	営業等	ア	5,079,789
	農業	イ	
	不動産	ウ	840,000
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	
	公的年金等	キ	
	雑所得	ク	
	その他	ケ	
	短期	コ	
	長期	ク	
	一時	シ	
2 所得金額	事業等	①	2,012,044
	農業	②	
	不動産	③	769,000
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	公的年金等	⑦	
	雑所得	⑧	
	その他	⑨	
	合計	⑩	
	総合課税・一時	⑪	
	合計	⑫	2,781,044
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	355,800
	生命保険料控除	⑭	
	地震保険料控除	⑮	20,000
	雑損控除	⑯	
	医療費控除	⑰	153,060
	配偶者(特別)控除	⑱	330,000
	扶養控除	⑲	900,000
	基礎控除	㉑	430,000
	雑損控除	㉒	2,040,800
	医療費控除	㉓	53,060
	合計	㉔	2,093,860

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の「1」に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金に係る所得以外（令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村村民税・道府県民税の納税方法

給与から差し引き（特別徴収）
自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

給与所得及び公的年金に係る所得以外の所得のある場合はどちらかにレ点をつけてください。

4. 所得から差し引かれる金額について金額については手引き裏面を参照してください。

分離課税等用の申告書や、申告書裏面「15寄附金に関する事項」の「寄附金税額控除申告書(二)」が必要な方は、お手数ですが、村役場総務部税務課までご連絡ください。

1. 収入金額等、2. 所得金額

営業等 製造業、販売業、飲食業、サービス業、卸売業、小売業等の営業などから生ずる所得や外交員、大工、左官、日雇などから生ずる所得	ア	① 収入金額 - 必要経費 = 所得金額 ※申告書裏面「7事業・不動産所得に関する事項」へも記入してください。
農業 稲作、野菜栽培、養蚕、家畜の飼育などから生ずる所得	イ	② 収入金額 - 必要経費 = 所得金額 ※申告書裏面「7事業・不動産所得に関する事項」へも記入してください。
不動産 地代、家賃、貸室、貸ガレージ、建物の権利金、謝礼金、借地権、地役権の更新料などの所得	ウ	③ 収入金額 - 必要経費 = 所得金額 ※申告書裏面「7事業・不動産所得に関する事項」へも記入してください。
利子 公社債の利子、預貯金の利子、貸付信託の分配金から生ずる所得	エ	④ 収入金額 = 所得金額
配当 株式配当、出資配当、投信分配、剰余金分配等から生ずる所得です。	オ	⑤ 収入金額 - 株式などの元本取得のため要した負債の利子 = 所得金額
給与 俸給、給料、賃金、賞与などの所得	カ	⑥ 収入金額 - 給与所得控除額 = 所得金額(別表①参照)
雑 「公的年金等」…厚生年金、国民年金、恩給などの所得	キ	⑦ 公的年金の収入金額 - 公的年金等控除額(別表②参照) = 所得金額 ※遺族年金、障害者年金等は非課税年金です。 ここには金額を記載しないでください。
「業務」…給与所得者の副業等で事業にも給与にも該当しない所得(原稿料、印税、公演料、インターネット販売等)	ク、ケ	⑧、⑨ 収入金額 - 必要経費 = 所得金額
「その他」…郵便年金、生命保険年金などの所得	ク、ケ	⑧、⑨ 収入金額 - 必要経費 = 所得金額
総合譲渡 土地建物等以外の資産を譲渡した所得 (短期・取得してから5年以内に譲渡した場合) (長期・取得してから5年を越えて譲渡した場合)	コ	⑩ 収入金額 - 資産の取得価額などの経費 - 特別控除 = 所得金額 ⑪ (収入金額 - 資産の取得価額などの経費 - 特別控除) × 1/2 = 所得金額
一時 賞金、懸賞当選金品、競馬、競輪の払戻金などの一時的な所得	シ	⑫ (収入金額 - 必要経費 - 特別控除(50万円)) × 1/2 = 所得金額

☆別表① 給与所得金額の計算方法

給与の収入金額	給与所得	給与の収入金額	給与所得
551千円未満	0円	1,628千円以上 1,800千円未満	A × 4 × 60% + 10万円
551千円以上 1,619千円未満	収入金額 - 55万円	1,800千円以上 3,600千円未満	A × 4 × 70% - 8万円
1,619千円以上 1,620千円未満	1,069,000円	3,600千円以上 6,600千円未満	A × 4 × 80% - 44万円
1,620千円以上 1,622千円未満	1,070,000円	6,600千円以上 8,500千円未満	収入金額 × 90% - 110万円
1,622千円以上 1,624千円未満	1,072,000円	8,500千円以上	収入金額 - 195万円
1,624千円以上 1,628千円未満	1,074,000円		

Aは収入金額÷4（千円未満端数切捨）で算出した額

☆別表② 公的年金等控除額の計算方法

受給者の区分	公的年金等収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
年齢65歳以上 (昭和35年1月1日以前に生まれた人)	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超410万円以下	(B) × 25% + 27.5万円	(B) × 25% + 17.5万円	(B) × 25% + 7.5万円
	410万円超770万円以下	(B) × 15% + 68.5万円	(B) × 15% + 58.5万円	(B) × 15% + 48.5万円
	770万円超1,000万円以下	(B) × 5% + 145.5万円	(B) × 5% + 135.5万円	(B) × 5% + 125.5万円
年齢65歳未満 (昭和35年1月2日以後に生まれた人)	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円
	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超410万円以下	(B) × 25% + 27.5万円	(B) × 25% + 17.5万円	(B) × 25% + 7.5万円
	410万円超770万円以下	(B) × 15% + 68.5万円	(B) × 15% + 58.5万円	(B) × 15% + 48.5万円
	770万円超1,000万円以下	(B) × 5% + 145.5万円	(B) × 5% + 135.5万円	(B) × 5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円